

別表（第2条関係）

補助事業名	J R 姫新線 利用促進支援事業
補助事業の目的	J R 姫新線の主たる利用者である地元高校生等が行う「J R 姫新線の利用促進」に資する取組みを支援することにより、着実な利用促進を推進する。
補助事業の対象となる者	J R 姫新線の利用促進に資する取組を実施する西播磨地域の学校や地域活動を行う団体等 ※ 1日限りや一度の週末のみなど、実施期間を短期間に限定した取組やイベントは対象外とする。
補助事業の対象となる経費	姫新線の利用促進につながる取組に要する経費 (人件費(アルバイト等の賃金に限る)、旅費、謝金、商品の調達費、資材費、広報費、光熱水費、通信料、賃料、リース料、その他県民局長が必要と認める経費) ※ただし、食糧費は対象外とする。
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体あたり100千円以内(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)
適用除外する条項	第19条
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 JR 姫新線 利用促進支援事業計画書 (別紙 1) 2 その他参考となる資料
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額の増額を伴わない範囲で経費区分を変更する場合
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさず、かつ、補助金の額の増額を伴わない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 第 3 条に準ずる
	(指定期日) 変更計画が決まった後すみやかに
第 9 条第 1 項	(指定期日) 別に通知する日
第 1 1 条	(添付書類) 1 JR 姫新線 利用促進支援事業実績報告書 (別紙 2) 2 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し (発注・納品・支払いの日付、内容が確認できるもの) 3 その他参考となる資料
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) —